免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０８２号

東京都中央区日本橋富沢町９番10号稲村ビル７階
清算株式会社　株式会社エステーホーム
代表清算人　島村　　勉
1　決定年月日　令和７年10月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１４号

香川県木田郡三木町大字井戸621番地１
清算株式会社　株式会社ＰＳＫ
代表清算人　白井新一郎
1　決定年月日　令和７年11月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

高松地方裁判所民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２００１号

青森県三戸郡三戸町大字六日町40番地２
清算株式会社　株式会社マルト
1　決定年月日　令和７年10月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。

青森地方裁判所八戸支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０４２号

東京都目黒区原町２丁目１番19号
清算株式会社　株式会社ＡＫ
代表清算人　秋元　　茂
1　決定年月日　令和７年10月30日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　利息・遅延損害金の免除

清算株式会社は、協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に協定債権者から全額免除を受ける。

2　弁済の場所及び端数の処理

本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

第２　一般債権

1　定義

一般債権とは、協定債権のうち第３に定める関係者債権、開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。

2　弁済及び免除

⑴　免除

一般債権者は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。

⑵　新たな財産が発見された場合の追加弁済

ア　本協定認可決定確定後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存する場合は、当該残額を別紙「債権額一覧表」記載の各債権額に応じて按分して弁済する。

イ　アによる弁済を行った場合は、⑴に基づく免除は、当該追加弁済額を限度としてアに基づく弁済時に遡って効力を失う。

第３　関係者債権

1　定義

関係者債権とは、協定債権のうち、秋元茂、秋元直美、秋元淳一が有するものをいう。

2　関係者債権についての免除

関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する関係者債権の全額につき、その債務を免除する。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３号

兵庫県伊丹市北河原４丁目２番15号
清算株式会社　株式会社マックス
1　決定年月日　令和７年10月30日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者が有する協定債権の元金の0.108％の金員（１円未満を四捨五入）を、本協定の認可決定が確定した日から２週間以内に弁済し、各協定債権者は、この弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権に対応する債務の総額（元金、利息および損害金）から各弁済額を控除した残額につき、全部免除する。

2　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元金の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

3　前項の費用を除く未精算の清算費用は清算人の負担とする。

神戸地方裁判所伊丹支部

監督命令